

マンションの管理状況届出制度のご案内

～管理組合は市への届出が必要となります～

管理状況届出制度とは

- ✓ 所沢市では、高経年マンションの急増などを踏まえ、「**所沢市マンション管理適正化推進条例**」を制定し、令和4年4月に施行しました。
- ✓ 条例では、**分譲マンションの管理組合の管理者（理事長）**の皆様**に管理状況届出書により現在の管理状況を届け出ていただく制度を義務化**しました。
- ✓ 市は、**各種の情報提供やマンション管理アドバイザーの派遣**などの支援を実施してまいります。
- ✓ 管理組合においては、管理状況届出書の作成を通じて改善・検討が必要な項目を把握いただき、**理事会や総会での課題の情報共有**にもお役立ていただけます。
- ✓ 届出の期限は、**令和4年9月30日**となります。

※これまでの「**所沢市マンション管理組合等登録制度**」は廃止し、本届出制度に移行します。登録制度にご登録いただいていた場合でも**大変お手数ですが、改めて届出が必要**となります。

市の支援策

- ✓ 以下の支援策を実施していますので、ご活用をご検討ください。
 - ①**マンション管理定期無料相談会**（奇数月開催）
 - ②**マンション管理アドバイザー派遣**※（令和4年5月頃開始予定）
 - ③**マンション管理基礎セミナー**（11月下旬頃開催予定）
 - ④**我が家の耐震診断・耐震改修補助**
※②マンション管理アドバイザー派遣は、**管理状況の届出が済んでいる管理組合が対象**となります
- ✓ 詳細はこちらのQRコードから市のHPでご確認いただけます。

(①～③)	(④)	(お問合せ)
		①～③：街づくり計画部都市計画課（04-2998-9192） ④：街づくり計画部建築指導課（04-2998-9180）

管理組合の皆様のご協力をお願いいたします。



届出対象

市内分譲マンションの管理組合の管理者の方

- ✓ 長屋や1棟オーナーの賃貸マンションは届出の対象外となります。ただし、分譲の長屋については任意で届け出ていただくこともできます（届出を行っていただくと、マンション管理アドバイザー派遣制度の活用が可能となります）。
- ✓ 管理組合の管理者の方（いわゆる**理事長の方**）に届出をお願いしています。管理者が選任されていない場合は、区分所有者の代表の方からの届出をお願いします。

届出期間

令和4年4月1日～令和4年9月30日

- ✓ 期限内の届出へのご協力をお願いいたします。
- ✓ 令和4年4月1日以降に新しく分譲されたマンションについては、最初の総会開催後、速やかな提出をお願いします。

届出書類

管理状況届出書

- ✓ 届出書は市ホームページからダウンロードでき、メールでの提出も可能です。
- ✓ 届出書への押印や添付書類は不要です。

届出の更新

5年に一度

- ✓ 届出は5年ごとの更新が必要です。
- ✓ 次回の更新は令和9年9月（令和4年4月1日以降に新しく分譲されたマンションについては、初めの届出から5年後）になります。

届出の変更

以下の記載事項の変更時

- ✓ 以下のいずれかの記載事項に変更があった場合には、**変更の届出**をお願いします。
マンション名／所在地／管理組合の有無／管理組合の名称・形態／管理形態／管理者等・管理規約の有無／管理費又は修繕積立金の徴収の有無／長期修繕計画の有無／連絡先

届出方法

メール、郵送又は持参

【メール】 a9192@city.tokorozawa.lg.jp

【郵送・持参】 〒359-8501

所沢市並木一丁目1番地の1 所沢市街づくり計画部都市計画課

※ファックスでは受け付けておりませんので、ご了承ください。



【お問合せ】

所沢市 街づくり計画部 都市計画課
所沢市役所 高層棟5階
電話：04-2998-9192（直通）

こちらのQRコードから市のホームページにアクセスいただけますと、届出書の様式をダウンロードできます